

## 神奈川DMA T運用計画新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>神奈川DMA T運用計画</b></p> <p style="text-align: center;">平成18年8月21日制定 平成23年3月16日一部改正 <b>令和4年10月13日一部改正</b></p> <p><b>第1 目的</b> この計画は、神奈川DMA T運営要綱（以下、「運営要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、神奈川DMA T指定病院（以下、「指定病院」という。）及びそれに所属する災害派遣医療チーム（DMA T）（以下、「神奈川DMA T」という。）が、<b>新興感染症まん延時を含む</b>災害時に効果的な活動を行うことができるよう具体的な運用等について定める。</p> <p><b>第2 活動対象</b> 運営要綱第2条に定める神奈川DMA Tの活動対象は、神奈川県内を中心とした<b>新興感染症まん延時を含む</b>災害への対応を基本としつつ、県域を越えた被災都道府県知事等からの要請に対する応援を含むものとする。</p> <p><b>第3 活動調整等</b> 神奈川DMA Tは、運営要綱第3条第1項に定める活動を行うときは、原則として複数のチームにより活動するものとする。</p> <p>2 現場活動においては、消防機関等による安全確認がされていることを前</p>	<p style="text-align: center;"><b>神奈川DMA T運用計画</b></p> <p style="text-align: center;">平成18年8月21日制定 平成23年3月16日一部改正</p> <p><b>第1 目的</b> この計画は、神奈川DMA T運営要綱（以下、「運営要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、神奈川DMA T指定病院（以下、「指定病院」という。）及びそれに所属する災害派遣医療チーム（DMA T）（以下、「神奈川DMA T」という。）が、災害時に効果的な活動を行うことができるよう具体的な運用等について定める。</p> <p><b>第2 活動対象</b> 運営要綱第2条に定める神奈川DMA Tの活動対象は、神奈川県内を中心とした災害への対応を基本としつつ、県域を越えた被災都道府県知事等からの要請に対する応援を含むものとする。</p> <p><b>第3 活動調整等</b> 神奈川DMA Tは、運営要綱第3条第1項に定める活動を行うときは、原則として複数のチームにより活動するものとする。</p> <p>2 現場活動においては、消防機関等による安全確認がされていることを前</p>

神奈川県DMAT運用計画新旧対照表

<p>提とし、危険区域での医療活動は行わないことを基本とする。</p> <p>3 病院支援活動においては、支援先の病院長等診療責任者の指示及びその現場での活動を指揮するDMATの調整の下で活動するものとする。</p> <p>4 現場活動、域内搬送、広域医療搬送に係る活動においては、被災地域全体での活動若しくは現場活動を統括するDMATの調整の下で活動するものとする。</p> <p>5 病院及び施設等の入院調整や支援においては、患者受け入れを調整する機能を有する組織・部門の調整及び支援先の施設長等の指示の下で活動するものとする。</p> <p><b>第4 隊員及び装備</b></p> <p>神奈川県DMATの隊員は、指定病院に所属する者であって、厚生労働省主催災害派遣医療チーム研修を修了し、厚生労働省医政局長が認証する日本DMAT <b>隊員</b>登録者とする。</p> <p>ただし、人事異動により隊員に欠員が生じた場合は、補充される隊員が養成されるまでは、所属する指定病院の職員であるDMAT要員を含めて構成されるチームも神奈川県DMATとして扱う。</p> <p>2 運営要綱第5条に定める業務調整員は、薬剤師、医療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、事務職員等、医師、看護師以外の病院職員とする。</p> <p>3 神奈川県DMATの装備については、平成22年8月10日付け厚生労働省医政局災害医療対策室長事務連絡「DMAT標準資機材リストの策定について」を基本とする。</p>	<p>提とし、危険区域での医療活動は行わないことを基本とする。</p> <p>3 病院支援活動においては、支援先の病院長等診療責任者の指示及びその現場での活動を指揮するDMATの調整の下で活動するものとする。</p> <p>4 現場活動、域内搬送、広域医療搬送に係る活動においては、被災地域全体での活動若しくは現場活動を統括するDMATの調整の下で活動するものとする。</p> <p><b>第4 隊員及び装備</b></p> <p>神奈川県DMATの隊員は、指定病院に所属する者であって、厚生労働省主催災害派遣医療チーム研修を修了し、厚生労働省医政局長が認証する日本DMAT <b>隊員</b>登録者とする。</p> <p>ただし、人事異動により隊員に欠員が生じた場合は、補充される隊員が養成されるまでは、所属する指定病院の職員であるDMAT要員を含めて構成されるチームも神奈川県DMATとして扱う。</p> <p>2 運営要綱第5条に定める業務調整員は、薬剤師、医療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、事務職員等、医師、看護師以外の病院職員とする。</p> <p>3 神奈川県DMATの装備については、平成22年8月10日付け厚生労働省医政局災害医療対策室長事務連絡「DMAT標準資機材リストの策定について」を基本とする。</p>
--	--

神奈川県DMA T運用計画新旧対照表

第5 編成等

(略)

第6 統括DMA T

神奈川県知事(以下、「知事」という。)は、必要に応じて、厚生労働省が実施する統括DMA T研修等を終了し、厚生労働省に登録された神奈川県DMA Tの中から統括DMA Tを指名する。

- 2 指定病院等の長が知事から派遣要請を受け、神奈川県DMA Tの派遣をする場合、神奈川県医療救護本部保健医療調整本部への参集要請のあった統括DMA Tは、速やかに参集するものとする。
- 3 統括DMA Tは、DMA T活動の全体を統括し、活動調整を行うものとする。

第7 派遣要請

(略)

第8 待機要請の特例

運営要綱第11条の規定に関わらず、指定病院は、傷病者が20人以上発生又は発生が見込まれる災害及び次の各号に掲げる場合には、知事による待機要請があったものとして、所属する神奈川県DMA Tに対して待機を指示するものとする。

- (1) 東京23区内で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 関東地方又は、中部地方若しくは東北地方で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (3) 神奈川県内に国内で大津波警報(大津波)が発表された場合

第5 編成等

(略)

第6 統括DMA T

神奈川県知事(以下、「知事」という。)は、必要に応じて、厚生労働省が実施する統括DMA T研修等を終了し、厚生労働省に登録された神奈川県DMA Tの中から統括DMA Tを指名する。

- 2 指定病院等の長が知事から派遣要請を受け、神奈川県DMA Tの派遣をする場合、神奈川県医療救護本部への参集要請のあった統括DMA Tは、速やかに参集するものとする。
- 3 統括DMA Tは、DMA T活動の全体を統括し、活動調整を行うものとする。

第7 派遣要請

(略)

第8 待機要請の特例

運営要綱第11条の規定に関わらず、指定病院は、傷病者が20人以上発生又は発生が見込まれる災害及び次の各号に掲げる場合には、知事による待機要請があったものとして、所属する神奈川県DMA Tに対して待機を指示するものとする。

- (1) 東京23区内で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 関東地方又は、中部地方若しくは東北地方で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (3) 神奈川県内に津波警報(大津波)が発表された場合

神奈川県DMA T運用計画新旧対照表

<p>(4) 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>(5) 関東地方で大規模な航空機事故、鉄道事故、海上事故、交通事故等が発生した場合</p> <p>(4) 国内で震度7の地震が発生した場合</p> <p>(6)-(5) その他知事が必要と認めた場合</p> <p><b>第9 災害時の局地的な対応</b></p> <p>医療救護本部神奈川県保健医療調整本部（以下、「保健医療調整本部」という）は、県内で災害が発生し神奈川県DMA Tの派遣を要請した場合には、県内の被災状況を踏まえて適切と判断する災害医療拠点病院（以下、「拠点病院」という。）に対して「DMA T現地活動拠点本部」設置の協力を求める。</p> <p>(1) 他都道府県での災害発生に際して、神奈川県災害対策本部が未設置であっても、運営要綱第10条第2項に定める場合には、神奈川県保健福祉健康医療局長は保健医療部健康危機管理課医療危機対策本部室に神奈川県DMA T活動支援調整本部（以下、「支援調整本部」という。）を設置し、同本部が神奈川県DMA Tの本部機能を担い、本運用計画第13に掲げる業務を行う。</p> <p>(2) 支援調整本部は、神奈川県DMA Tの活動が終了し、派遣した神奈川県DMA Tの指定病院への帰着確認をもって廃止する。</p> <p>2 DMA T現地活動拠点本部は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 被災情報の収集及び関係機関の活動状況の把握</p> <p>(2) 参集DMA Tの活動に係る調整（活動場所、活動内容の振り分け等）</p> <p>(3) 必要な資材等の調達に係る調整</p>	<p>(4) 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>(5) 関東地方で大規模な航空機事故、鉄道事故、海上事故、交通事故等が発生した場合</p> <p>(6) その他知事が必要と認めた場合</p> <p><b>第9 災害時の局地的な対応</b></p> <p>神奈川県DMA Tは、災害現場に最先着する機関（通常は消防機関）が設置する「現地指揮本部」に参集することを基本とする。</p> <p>2 最先着した神奈川県DMA T（以下、「最先着チーム」という）は、現地指揮本部と連携して「DMA T指揮所」を設置し、収集した情報により状況を把握した上で、神奈川県医療救護本部（以下、「医療救護本部」という。）との連絡調整や後続の神奈川県DMA Tの活動調整を行う。</p> <p>3 最先着チームは、統括DMA Tが到着した場合には、速やかに活動調整業務を引き継ぎ、統括DMA Tの下で医療活動にあたるものとする。</p> <p>4 神奈川県健康危機管理課は、災害の発生前からあらかじめ市町村及び消防機関等の救助機関と神奈川県DMA Tの受入れ、DMA T指揮所に係る対応について協議し、その結果を指定病院等に周知するものとする。</p> <p><b>第10 災害時の広域的な対応</b></p> <p>医療救護本部は、県内で災害が発生し神奈川県DMA Tの派遣を要請した場合には、県内の被災状況を踏まえて適切と判断する災害医療拠点病院（以下、「拠点病院」という。）に対して「DMA T現地本部」設置の協力を求める。</p>
--	---

神奈川県DMA T運用計画新旧対照表

<p>(4) 県、市町村及びDMA Tの活動拠点調整本部、指揮所等との連絡調整</p> <p>3 神奈川県DMA T及び他の自治体からの応援DMA Tは、別に指示のない限り、拠点病院に設置されるDMA T現地活動拠点本部に参集するものとする。</p> <p>4 DMA T現地活動拠点本部の設置が予定されている拠点病院に先着したDMA Tは、県等と連携しDMA T現地活動拠点本部の立ち上げを行い、当面の責任者となり後続のDMA Tの活動調整を行う。</p> <p>5 医療救護本部保健医療調整本部は、参集したDMA Tの中から統括DMA Tを指名する。参集したDMA Tは、DMA T現地活動拠点本部において統括DMA Tの調整下で活動する。</p> <p>6 神奈川県DMA Tは、災害現場に最先着する機関（通常は消防機関）が設置する「現地指揮本部」に参集することを基本とする。</p> <p>7 最先着した神奈川県DMA T（以下、「最先着チーム」という）は、現地指揮本部と連携して「DMA T指揮所」を設置し、収集した情報により状況を把握した上で、神奈川県医療救護本部（以下、「医療救護本部」という。）保健医療調整本部との連絡調整や後続の神奈川県DMA Tの活動調整を行う。</p> <p>8 最先着チームは、統括DMA Tが到着した場合には、速やかに活動調整業務を引き継ぎ、統括DMA Tの下で医療活動にあたるものとする。</p> <p><del>4 神奈川県健康危機管理課は、災害の発生前からあらかじめ市町村及び消防機関等の救助機関と神奈川県DMA Tの受入れ、DMA T指揮所に係る対応について協議し、その結果を指定病院等に周知するものとする。</del></p> <p><b>第10 災害時の広域的な対応</b></p>	<p>(1) 他都道府県での災害発生に際して、神奈川県災害対策本部が未設置であっても、運営要綱第10条第2項に定める場合には、神奈川県保健福祉局長は保健医療部健康危機管理課に神奈川県DMA T活動支援本部（以下、支援本部という。）を設置し、同本部が神奈川県DMA Tの本部機能を担い、本運用計画第13に掲げる業務を行う。</p> <p>(2) 支援本部は、神奈川県DMA Tの活動が終了し、派遣した神奈川県DMA Tの指定病院への帰着確認をもって廃止する。</p> <p>2 DMA T現地本部は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 被災情報の収集及び関係機関の活動状況の把握</p> <p>(2) 参集DMA Tの活動に係る調整（活動場所、活動内容の振り分け等）</p> <p>(3) 必要な資材等の調達に係る調整</p> <p>(4) 県、市町村及びDMA Tの活動拠点との連絡調整</p> <p>3 神奈川県DMA T及び他の自治体からの応援DMA Tは、別に指示のない限り、拠点病院に設置されるDMA T現地本部に参集するものとする。</p> <p>4 DMA T現地本部の設置が予定されている拠点病院に先着したDMA Tは、県等と連携しDMA T現地本部の立ち上げを行い、当面の責任者となり後続のDMA Tの活動調整を行う。</p> <p>5 医療救護本部は、参集したDMA Tの中から統括DMA Tを指名する。参集したDMA Tは、DMA T現地本部において統括DMA Tの調整下で活動する。</p>
--	--

神奈川県DMA T運用計画新旧対照表

第10 広域医療搬送等

県は、厚生労働省及び関係省庁と連携して、必要に応じてあらかじめ指定された場所に広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）（以下、「SCU」という。）を設置するとともに、広域医療搬送に係る連絡調整のためSCU本部指揮所を設置する。

2 SCU本部指揮所は、次の業務を行う。

- (1) 広域医療搬送に係る情報収集
- (2) DMA Tの参集状況の把握及び活動調整
- (3) 傷病者の受入れ及び搬出に係る連絡調整
- (4) 輸送手段の確保及び資機材などの調達に係る調整
- (5) 厚生労働省、県等関係機関との連絡調整

3 広域医療搬送の要請を受けた神奈川県DMA Tは、あらかじめ指定されたSCU本部指揮所に参集し、SCUを統括するDMA Tの調整下で活動を行う。

4 医療救護本部保健医療調整本部は、参集したDMA Tの中から統括DMA Tを指名する。

5 SCU本部指揮所に参集した神奈川県DMA Tは、次の業務を行う。

- (1) 航空機への搭乗に備え、SCUに搬送されてくる傷病者の症状の安定化処置
- (2) 搬送トリアージ

第11 新興感染症

県は新興感染症に係る患者が増加し、通常の県内の医療提供体制の機能維持が困難、又はその状況が見込まれる場合に、指定病院にDMA Tの派遣を要請する。

第11 広域医療搬送等

県は、厚生労働省及び関係省庁と連携して、必要に応じてあらかじめ指定された場所に広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）（以下、「SCU」という。）を設置するとともに、広域医療搬送に係る連絡調整のためSCU本部を設置する。

2 SCU本部は、次の業務を行う。

- (1) 広域医療搬送に係る情報収集
- (2) DMA Tの参集状況の把握及び活動調整
- (3) 傷病者の受入れ及び搬出に係る連絡調整
- (4) 輸送手段の確保及び資機材などの調達に係る調整
- (5) 厚生労働省、県等関係機関との連絡調整

3 広域医療搬送の要請を受けた神奈川県DMA Tは、あらかじめ指定されたSCU本部に参集し、SCUを統括するDMA Tの調整下で活動を行う。

4 医療救護本部は、参集したDMA Tの中から統括DMA Tを指名する。

5 SCU本部に参集した神奈川県DMA Tは、次の業務を行う。

- (1) 航空機への搭乗に備え、SCUに搬送されてくる傷病者の症状の安定化処置
- (2) 搬送トリアージ

神奈川DMAT運用計画新旧対照表

<p>2 DMATは県の要請に基づき、県の患者受け入れを調整する機能を有する組織・部門での入院調整や、クラスターが発生した施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。</p> <p>3 2の業務の実施に当たって必要な場合は、感染症の専門家の医師と連携を図ることとする。</p>	
<p><b>第12 活動の中断等</b></p>	<p><b>第12 活動の中断等</b></p>
<p>神奈川DMATは、活動中に新たな危険が発生するなど何らかの支障が発生した場合、活動を中断又は中止することができる。</p>	<p>神奈川DMATは、活動中に新たな危険が発生するなど何らかの支障が発生した場合、活動を中断又は中止することができる。</p>
<p>2 活動を中止する場合は、当該DMATが活動する<b>現地指揮本部活動拠点本部及び指揮所</b>を調整する統括DMAT（以下、「現地<b>指揮本部</b>統括DMAT」という。）に連絡のうえ、第13に定めるDMAT派遣本部の了解を受け、その旨を<b>神奈川県医療救護本部保健医療調整本部</b>へ連絡する。</p>	<p>2 活動を中止する場合は、当該DMATが活動する<b>現地指揮本部</b>を調整する統括DMAT（以下、「現地<b>指揮本部</b>統括DMAT」という。）に連絡のうえ、第13に定めるDMAT派遣本部の了解を受け、その旨を<b>神奈川県医療救護本部</b>へ連絡する。</p>
<p>3 活動場所からの撤収にあたっては、現地<b>指揮本部</b>統括DMATを通じて、又は直接、被災地全体の活動を統括するDMATにその旨を連絡するものとする。</p>	<p>3 活動場所からの撤収にあたっては、現地<b>指揮本部</b>統括DMATを通じて、又は直接、被災地全体の活動を統括するDMATにその旨を連絡するものとする。</p>
<p>4 活動を中止した神奈川DMATが所属する指定病院の長は、中止決定後、理由を記した文書により速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>4 活動を中止した神奈川DMATが所属する指定病院の長は、中止決定後、理由を記した文書により速やかに知事に報告するものとする。</p>
<p><b>第13 活動支援等</b></p>	<p><b>第13 活動支援等</b></p>
<p>神奈川DMATの活動にあたっては、神奈川県災害対策本部又は神奈川県災害対策支援本部に設置される<b>医療救護本部保健医療調整本部</b>が神奈川DMATの本部機能を担い、次に掲げる業務を行う。</p>	<p>神奈川DMATの活動にあたっては、神奈川県災害対策本部又は神奈川県災害対策支援本部に設置される<b>医療救護本部</b>が神奈川DMATの本部機能を担い、次に掲げる業務を行う。</p>
<p>(1) 神奈川DMATの待機要請及び派遣要請</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整</p>	<p>(1) 神奈川DMATの待機要請及び派遣要請</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整</p>

神奈川県DMAT運用計画新旧対照表

<p>(3) 指定病院等関係機関に対する神奈川県DMAT活動に資する情報の提供</p> <p>(4) 搬送手段の確保等に関する調整及び情報提供</p> <p>(5) 物資の調達と輸送手段の確保</p> <p>(6) DMAT <b>現地活動拠点</b>本部等との連絡調整</p> <p>2 前各号に定めるもののほか、<b>医療救護本部保健医療調整本部</b>は必要に応じて、国、市町村、消防等救助機関、日本赤十字社等に対して神奈川県DMATの活動を支援する者の派遣を要請するとともに、自らも担当者を派遣する。</p> <p>3 DMATを派遣した指定病院は、当該病院内に「DMAT派遣本部」を設置し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 派遣したDMATの活動状況の把握</p> <p>(2) 派遣したDMATから現地情報の収集及び県・国等への情報提供</p> <p>(3) 派遣したDMATを支援する情報の収集及びDMATへの情報提供</p> <p>4 神奈川県DMATは、後発するDMAT等のため、被災地までの交通情報、被災地の被害状況、生活情報等の自ら収集した情報の提供に努めなければならない。</p> <p>5 県、指定病院及び神奈川県DMATは、情報収集及び情報提供にあたって広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を積極的に活用するものとする。</p> <p>6 県、市町村及び救助機関等は、神奈川県DMATの活動に係るロジスティック（通信手段、移動手段、医薬品、医療用資機材及び生活手段の確保）を協力して支援する。</p> <p>7 県は、神奈川県DMATの活動が初動期から地域救助機関との連携が図られるよう、体制整備に努める。</p>	<p>(3) 指定病院等関係機関に対する神奈川県DMAT活動に資する情報の提供</p> <p>(4) 搬送手段の確保等に関する調整及び情報提供</p> <p>(5) 物資の調達と輸送手段の確保</p> <p>(6) DMAT <b>現地</b>本部との連絡調整</p> <p>2 前各号に定めるもののほか、<b>医療救護本部</b>は必要に応じて、国、市町村、消防等救助機関、日本赤十字社等に対して神奈川県DMATの活動を支援する者の派遣を要請するとともに、自らも担当者を派遣する。</p> <p>3 DMATを派遣した指定病院は、当該病院内に「DMAT派遣本部」を設置し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 派遣したDMATの活動状況の把握</p> <p>(2) 派遣したDMATから現地情報の収集及び県・国等への情報提供</p> <p>(3) 派遣したDMATを支援する情報の収集及びDMATへの情報提供</p> <p>4 神奈川県DMATは、後発するDMAT等のため、被災地までの交通情報、被災地の被害状況、生活情報等の自ら収集した情報の提供に努めなければならない。</p> <p>5 県、指定病院及び神奈川県DMATは、情報収集及び情報提供にあたって広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を積極的に活用するものとする。</p> <p>6 県、市町村及び救助機関等は、神奈川県DMATの活動に係るロジスティック（通信手段、移動手段、医薬品、医療用資機材及び生活手段の確保）を協力して支援する。</p> <p>7 県は、神奈川県DMATの活動が初動期から地域救助機関との連携が図られるよう、体制整備に努める。</p>
--	---

神奈川DMA T運用計画新旧対照表

第14 日本赤十字社神奈川県支部

この計画の規定を日本赤十字社神奈川県支部が編成する神奈川DMA Tに適用する場合、指定病院を同支部と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から適用する。

第14 日本赤十字社神奈川県支部

この計画の規定を日本赤十字社神奈川県支部が編成する神奈川DMA Tに適用する場合、指定病院を同支部と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から適用する。